

## 災害廃棄物処理に対する支援体制について

環境整備課

- 県ではこれまで、県の施設（環境保全センター）以外に、県内の6市と5事務組合、及び13社の民間処理業者において被災地の災害廃棄物の受入・処理が可能であることを把握している。（受入可能量（焼却処理、破碎処理、埋立処理）：約30万トン／年）
- 一方、震災から3ヶ月以上が経過してもなお、被災地における災害廃棄物の処理がなかなか進展しないことから、県では、民間事業者の協力を得ながら災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に進めるため、(社)秋田県産業廃棄物協会と「秋田県災害廃棄物処理支援協議会」を設置した。
- 災害廃棄物処理支援スキームでは、被災県と調整を図りながら、本県の民間事業者が被災現場での破碎・選別等を実施するなど減量化を行った上で、県内の処理施設で効率的に処理することなどをイメージしている。
- さらに、本県特有のリサイクル技術を活用するなどして、災害廃棄物からの資源化を図っていくこととしている。

